

# 退職・休職される方の個人住民税一括徴収について

## 退職・休職される方の個人住民税一括徴収（まとめて天引き）について

従業員（納税義務者）が退職・休職した際は、まだ納めていない個人住民税について一括徴収が義務付けられている場合があります。以下のケースにおいて、従業員が一括徴収の対象となる場合をご確認いただき、異動届出書をご提出ください。

### ●6月1日から12月31日までに退職等をした場合

⇒ 普通徴収（個人払い）又は一括徴収（まとめて天引き）へ切り替え

未徴収分の税額については、従業員の申出により、従業員が自分で納付する普通徴収か、最後の給与又は退職手当等からまとめて徴収する一括徴収を選択することができます。

### ●翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

⇒ 一括徴収（まとめて天引き）へ切り替え

**原則、最後の給与又は退職手当等から一括徴収をすることが義務付けられています。**

（地方税法第321条の5第2項）

未徴収分の税額を最後の給与又は退職手当等から一括徴収してください。ただし、給与額又は退職手当等が少なく、一括徴収できない場合には普通徴収に切り替えられます。

### ●従業員が死亡した場合 ⇒ 普通徴収（個人払い）へ切り替え

未徴収分の税額は、市から納付書を送付し、相続人の方に納付していただきます。一括徴収はできません。

### ●外国人の従業員が退職後に出国する場合

個人住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。なお、日本人と外国人で手続きの方法等が異なるものではありません。

#### ◆残りの個人住民税（特別徴収税額）の一括徴収

**年の途中で出国する場合でも、個人住民税の納税義務があります。**

本人から申出がある場合は、最後の給与又は退職手当等から残りの個人住民税を一括徴収することができます。※1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収が必要です。

#### ◆納税管理人の選任

**1月2日以降に出国する場合は、来年度の個人住民税がかかる可能性があります。**

日本から出国するまでの間に個人住民税を納めることができない場合は、納税管理人（代わりに税金の手続きを行う方）を定め、市に届け出る必要があります。

一括徴収をご利用いただきますと、退職した年度中の未徴収分の税額が普通徴収（個人払い）に切り替わらない利便性があります。納税の利便性向上のため、退職・休職される方へ一括徴収制度について周知していただきますようお願いいたします。

**可能な限り、一括徴収（まとめて天引き）にご協力ください。**